

第3期(令和4年度～令和8年度)

伊勢市教育振興基本計画

令和4年3月
伊勢市教育委員会

はじめに



伊勢市教育委員会
教育長 岡 俊晴

本市では、平成 24 年 4 月に教育の総合的な指針である「伊勢市教育振興基本計画」を、平成 29 年 4 月に「第 2 期伊勢市教育振興基本計画」を策定し、基本理念である「郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくり」の実現のため、様々な事業に取り組んできました。

「第 2 期伊勢市教育振興基本計画」策定から 5 年が経過しましたが、この間、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国一斉の臨時休業が要請される等、前例のない規模の臨時休業を経験し、子どもたちの学びを止めないことの重要性が改めて認識されることとなりました。

新型コロナウイルス感染症については、未だ収束に至っていない状況ですが、ICT を活用した新たな学びの可能性、テレワークの進展による多様な働き方など、社会全体に大きな変革をもたらしつつあります。

本市においても GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末の導入など、教育の ICT 化が進んでおり、将来予測が困難な時代においても子どもたちが心豊かでたくましい子どもに育っていくよう、教育に取り組んでいかなければなりません。

また、子どもだけでなく、人生 100 年時代を見据え、若者から高齢者まで多様な世代が生涯にわたって必要な知識や技能等を学べる環境づくりが大切です。

この度策定いたしました「第 3 期伊勢市教育振興基本計画」では、これまでの目標・施策を大切にしつつ、これら教育を取り巻く状況の変化を踏まえて目指すべき伊勢市の教育の方向性を示しています。

教育の重要性がますます高まるなかで、本市の恵まれた環境を最大限に活かしながら、ふるさとに誇りと愛着を持つ、「郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくり」の実現に向けて、積極的に取り組んでいきたいと思います。

最後に、「第 3 期伊勢市教育振興基本計画」の策定にご協力をいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

目 次

第1章 計画の基本事項

I 計画策定の背景、趣旨	1
II 計画の位置づけ	1
III 計画の期間	2

第2章 本市の教育を取り巻く状況

I 少子高齢化・核家族化等の進行	3
II 市立小中学校児童生徒数の推移	3
III 人生100年時代や超スマート社会の到来	4
IV 情報リテラシーの必要性	4
V 持続可能な社会の実現	5
VI 選挙権年齢・成年年齢の引き下げ	5
VII 教職員を取り巻く環境	5
VIII 激甚化する大規模自然災害や未知の感染症等、前例のない事態への対応	6

第3章 計画の基本方針

I 伊勢市教育大綱	7
II 第3期伊勢市教育振興基本計画の基本方針	10

第4章 「基本施策」と「施策」

基本施策1 確かな学力と社会を形成する力の育成	
(1) 学力の育成	12
(2) グローバル教育の推進	14
(3) 主体的に社会を形成する力の育成	16
(4) キャリア教育の推進	17
(5) 幼児教育の推進	19
基本施策2 豊かな心の育成	
(1) 人権教育の推進	21
(2) 道徳教育の推進	23
(3) 郷土教育の推進	24
(4) 読書活動・文化芸術活動の推進	26

基本施策3 健やかに生きていくための身体の育成	
(1) 健康教育・食育の推進	28
(2) 体力・運動能力の向上	30
基本施策4 特別支援教育の推進	
(1) 特別支援教育の推進	32
基本施策5 安全で安心な教育環境づくり	
(1) いじめや暴力のない学校づくり	35
(2) 学校安全に関する取組の充実	36
(3) 不登校児童生徒への支援	38
(4) 経済的理由により就学困難な家庭に対する支援	40
基本施策6 信頼される学校づくり	
(1) 地域とともにある学校づくり	42
(2) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	43
(3) 教職員が働きやすい環境づくり	45
(4) 教育環境の整備・充実	46
(5) 小中学校の適正規模化・適正配置	47
基本施策7 社会教育の推進	
(1) 学習機会と学習環境の充実	50
(2) 地域・家庭の教育力の向上	51
基本施策8 青少年の健全育成	
(1) 青少年の健全育成	53
基本施策9 スポーツの推進	
(1) スポーツの推進	55